

対象施設を有する川口市内の工場・事業場は、環境保全課にお届けいただく必要があります。
 制度の対象となるかは、**表1**からご確認ください。

表1 まず、「大気汚染防止法」等に基づく施設設置の有無と公害防止組織制度の対象施設であるかの確認をします。

設置している		設置していない
公害防止組織制度の対象施設 ・「大気汚染防止法」に基づく設置の場合 <u>大気関係・粉じん関係</u> https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/93/taikisisetu.pdf ・「水質汚濁防止法」に基づく設置の場合 <u>水質関係</u> https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/93/suisitusisetu.pdf ・「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく設置の場合 <u>ダイオキシン類関係</u> https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/93/daiokisinnrui.pdf ・「騒音規制法」「振動規制法」に基づく設置の場合 <u>騒音・振動関係</u> https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/93/souonnsinndou.pdf 上記、いずれにも該当しない場合、選任・届出は不要です。		選任・届出は不要です。
大気関係・粉じん関係、または、水質関係に該当する場合 → 表2 へ	ダイオキシン類関係、騒音・振動関係のいずれかに該当する場合 → 表3 へ	

表2 ここでは、排出ガス量、排出水量等の規模から該当法令や選任可能資格を確認します。

・大気関係・粉じん関係に該当する場合 <u>大気関係・粉じん関係 選任・届出区分</u> https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/93/taikikubunn.pdf ・水質関係に該当する場合 <u>水質関係 選任・届出区分</u> https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/93/suisitukubunn.pdf
「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」または、「埼玉県生活環境保全条例」どちらに該当しましたか? → 表3 へ

表3 ここでは、従業員数と選任者の関係を確認します。貴事業所の条件に見合う選任と届出をしてください。

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」		「埼玉県生活環境保全条例」	
同一事業者に常時使用される従業員数(※)が		同一事業者に常時使用される従業員数(※)が	
21人以上	20人以下	11人以上	10人以下
・公害防止統括者 ・公害防止統括者の代理人 https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/1/3428.html ・公害防止管理者(有資格者) ・公害防止管理者の代理人(有資格者) https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/1/3427.html	・公害防止管理者(有資格者) ・公害防止管理者の代理人(有資格者) https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/1/3427.html	・公害防止監督者 ・公害防止監督者の代理人 https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/1/3431.html ・公害防止主任者(有資格者) ・公害防止主任者の代理人(有資格者) https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/1/3432.html	・公害防止主任者(有資格者) ・公害防止主任者の代理人(有資格者) https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/1/3432.html
なお、大気関係・水質関係の双方に該当する場合は、公害防止主任管理者の選任も必要になる場合がありますので、ご確認ください。 https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/1/3429.html			

※ 事業所単位ではなく、事業者全体の従業員数で判断します。
 (パート・アルバイトを含みます。)